

議案第341号

区役所出張所の設置並びに名称、位置及び所管区域に関する条例の一部
を改正する条例案

区役所出張所の設置並びに名称、位置及び所管区域に関する条例（昭和49年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

本則の表東住吉区役所矢田出張所の項中「矢田6丁目7番15号」を「矢田6丁目7番25号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年11月 21 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

東住吉区役所矢田出張所の位置の定めを改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

区役所出張所の設置並びに名称、位置及び所管区域に関する条例（抄）

東淀川区役所、東住吉区役所及び平野区役所に出張所を設け、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
省 略	省 略	省 略
東住吉区役所 矢田出張所	大阪市東住吉区矢田6丁目7番 ^{15号} 25号	省 略
省 略	省 略	省 略